

るための農産物や林産物などの農林水産物が多くあります。

町の進める食生活の改善活動の推進に加え、町内産品を広く利用してもらうため、健康機能性を持つ地産地消の加工品、レシポの開発、学校給食への地場産食材の活用と食育を進め、積極的利用を図っていきます。

③、②を推進するための組織づくりを進めてはどうか。

「6次産業化育成検討委員会」の中で十分な協議をお願いし、様々な機関と、今後検討したいと考えます。

★定住促進について。①低家賃の公営住宅を建設してはどうか。

現在のところ建設の計画はありません。

②町の合計特殊出生率の目標数値はいくらか。

総合戦略では平成26年度の1.64を、平成31年度に1.69と目標設定をしています。

③婚活応援事業in鏡野の成果と、加速化交付金事業で婚活イベントの補正予算の内容は。

昨年9月に「恋する山コン」と題し、耕心村と花美人の里にある里山レストランで実施しました。定員30名の募集が、当日男性22名、女性22名の44名が参加され非常に盛況でした。そば打ち体験やフリータイムを通じ、当日7組のカップルが成立しました。今年度も前年と同じような

内容で実施します。

④出産祝い金事業、仲人さん応援事業の実施見込みは。

現在子育て支援などの分野に、多くの助成金や補助金があり、限られた予算の中で優先させるべきものを考える中、今のところ考えていません。

仲人さん応援事業は県が平成27年度に「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を開設し、今年度から結婚支援コーディネーターを配置し、市町村と連携を取り、縁結びサポーターの育成を行い、組織化していくもので、町も相談を行いながら、実施に向けて取り組みます。

⑤一時保育、病児・病後児の概要と町民の利用状況は。

一時保育は家庭で保育を受けることが一時的に困難となった場合などの対応で、認定こども園芳野保育園、鶴喜保育園、郷幼稚園、上齋原幼稚園の4施設で行っています。

利用状況は、平成27年度実績で、こども園と保育園で1,171人、幼稚園で336人でした。

病児・病後児保育は、病児又は病氣回復期で安静の必要があり、通園又は通学の困難な生後8か月から小学校3年生までの児童を預かり、保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業です。津山市の病院1箇所と鏡野病院で利用できます。

平成27年度の利用実績は延べ

199件です。

⑥子ども子育て支援法による地域型保育事業、居宅訪問型保育事業などの実施見込みは。

現在予定していません。

★奥津中学校の跡地利用計画の進展状況は。

教育・産業関係から要望が出され、教育関係では各種の合宿や、地元との交流等を予定し、一部使用しないところは産業関係施設との共有を図りたいと考え、調整後、地元へ説明を考えています。

★森林・林業の活性化について。

①補正予算の「田舎暮らし体験事業」・「お試し住宅整備事業」・「空き家改修補助金」について、森林と町産材との関係は。

田舎暮らし体験事業は、移住体験ツアーを計画し、豊かな自然環境などを見てもらいます。

お試し住宅の整備は、役場周辺の地域にある町有施設を改修し、水回りや器具類等、特に生活する上で必要な部分についてのみの改修です。

空き家改修補助金は、定住に必要な費用負担を少しでも減らし、町に移住しやすくするところに趣をめています。

どの事業もすぐに町産材利用の促進に結び付けるのは難しいと考えます。

②森林組合等との連携事業の取り組みと成果は。

作州かがみの森林組合との連

携事業は、町の単独補助事業「優良材育成及び間伐促進事業」として補助を行っています。県の補助金に高上げする形で、切捨て間伐、枝打ち、搬出間伐に補助を行い、森林組合を経由して請求し連携した事業の実施が行われています。

③公共建築物への町産材の利用状況は

現在建築中の仮称大野保育園で、作州かがみの森林組合を通して、町産材を使用し、木造1階建ての建築物で、杉・檜のむく材の使用率は、ほぼ100%です。

今後の公共建築物への町産材の利用は、流通経路等検討し、円滑に実施できるよう「鏡野町森林づくり協議会」などで協議をします。

④町産材の利用促進を阻害するものはあるか。

町内には製材所や乾燥施設が少ないため、一度に多くの木材を扱うことが困難な状況で、津山の市場などへ出荷し、他市町村の木材と一緒に扱われ、町産材と特定できません。

木材の判別方法を今後検討していく必要があると考えます。

⑤町の資源であり財産である森づくりに対して、町長の将来ビジョンと夢は。

森林の資源を循環利用することが重要で、町民の皆さんと、積極的に「切って使って植えて育てる」この循環サイクルで町産材

を利用する施策を展開し、森林を守り育て、今以上に豊かな状態で維持していく必要があると考えます。

★町が関与している高齢者福祉施設について。

①老人福祉業務の事故報告はなぜされていないのか。現在では通知や指針どおりにやっているのか。

岡山県条例を読み込めていなかったのが原因だと思います。昨年10月以降は提出されています。

②報告すべき判断は施設ですと聞いているが、判断基準はあるか。

県が通知した指針に基づく事業は事故報告するよう指導しています。町はこの指針に沿った取扱基準を設け、施設に通知しています。

③重病患者並びに生死にかかわる重大事故等が発生した場合はどのような緊急対応をしているか。

施設が定めた対応マニュアルに基づき対応しています。

④高齢者の心の健康にどのような配慮をしているか。

毎日の体操の際、入所者へ声かけを行い、体調等変わりはないか観察しています。

レクリエーション、軽スポーツ、季節ごとの行事等により、施設での生活が楽しめる行事を実施しています。